

2023年4月13日

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における「入院」の特例取扱いの終了について

当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特例取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しており、2022年9月26日以降は、重症化リスクの高い方^(※)に限り、「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類感染症」となる旨の政府公表を踏まえ、新型コロナウイルス感染症について入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方へのお支払いは、重症化リスクの高い方^(※)に限り「みなし入院」の取扱いをいたします。

■ 「みなし入院」の取扱い開始の経緯と今回終了の理由

本来、入院保険金等をお支払いするための「入院」の要件は、「自宅等での療養が困難であること」「病院または診療所に入ること」「常に医師の管理下において治療に専念すること」を全て満たすことが原則となっております。こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、入院が必要であるにもかかわらず、病床不足等を理由に入院することができない状況が発生し、宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、社会情勢を踏まえた時限的な措置として「みなし入院」を開始いたしました。

<約款上の「入院」の定義>

用語	説明
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

今般、2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づけることとなっております。

「五類感染症」への位置づけ変更に伴い、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

また、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う場合があります。

<参考> 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い対象範囲

ケース／診断日		2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
入院された場合 (約款における取扱い)		○ お支払い対象	○ お支払い対象 <small>(注)新型コロナウイルス感染症を「疾病」として補償する商品に限ります。</small>
宿泊施設や自宅で療養された場合 (特例取扱い)	下記①～④の重症化リスクの高い方 ^(※)	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(※) 重症化リスクの高い方

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で療養された方のうち、次の「重症化リスクの高い方」

- ①65才以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- ④妊婦の方